

○木村委員長

本日の日程は配付のとおりです。

直ちに、会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録の署名委員に林政男委員、鈴木広美委員を指名します。

これから議案の審査を行います。

当委員会に付託された案件は、議案第4号中第1表、歳入歳出予算補正の内歳入全款、歳出1款議会費、3項を除く2款総務費、8款消防費、第3表地方債補正1変更の1件です。

議案第4号、令和2年度八街市一般会計補正予算中、当委員会付託分についてを議題とします。

お諮りします。

審査の方法は、第1表、歳入歳出予算補正の内歳入全款を先議し、歳出は款ごとに審査したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長

ご異議なしと認めます。

審査の方法は、歳入全款を先議し、歳出は款ごとに審査することに決定しました。

最初に第1表、歳入歳出予算補正の内歳入全款について、提案者の説明を求めます。

○會嶋総務部参事

議案第4号、令和2年度八街市一般会計補正予算第6号中、歳入全款をご説明いたします。

補正予算書12ページをお願いします。

1款市税3項軽自動車税1目環境性能割は、補正前の額から135万9千円を減額し、65万3千円とするものです。軽自動車環境性能割の臨時的経過措置に伴う軽減が、令和2年度末まで延長されることによる減収見込分を減額するものでございます。

次、10款1項1目環境性能割交付金は、補正前の額から700万円を減額し、2千30万円とするものです。軽自動車同様、普通自動車環境性能割の臨時的経過措置に伴う軽減が、令和2年度末まで延長されることによる減収見込分を減額するものでございます。

次に、11款1項1目地方特例交付金は、補正前の額から835万9千円を増額し、5千235万9千円とするもので、1款及び10款で減額となります環境性能割の軽減相当額の補填として、交付されると思われる額を増額計上するものでございます。

12款1項1目地方交付税につきましては、補正前の額から1千688万6千円を増額し、41億6千688万6千円とするもので、普通交付税の交付額が決定したことによる増額計上です。当初予算計上時の試算額と比較いたしますと、基準財政需要額は約5千200万円の増、基準財政収入額は約7千500万円の増、臨時財政対策債発行可能額額は約2千900万円減と、ほぼ試算どおりの結果となりました。

13ページへお願いします。

16款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金は、補正前の額から4千628万7千円を増額し、35億4千320万3千円とするものです。

2節社会福祉費負担金は、新型コロナウイルス感染症の影響により増加している生活困窮者自立支援事業における住居確保給付金に対する負担金で、補助率は対象事業費4分の3です。

8節生活保護費負担金は、元年度分の国庫負担金確定に伴う追加交付分です。

続いて、2項国庫補助金1目総務費国庫補助金は、補正前の額から993万3千円を増額し、77億6千253万3千円とするものです。社会保障税番号制度に関連する戸籍システムの整備に対する補助金で、補助率は10分の10です。

2目民生費国庫補助金は、補正前の額から511万円を増額し、2億6千489万円とするものです。

1節社会福祉費補助金は、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金として、新たに日常生活支援住居施設という項目創設に伴うシステム改修に対する補助金で、補助率は2分の1です。

3節児童福祉費補助金は、八街市立各保育園と私立保育園、こども園が新型コロナウイルス感染症対策として行う保育環境改善等事業に対する補助金の令和2年度分であり、限度額は1施設当たり50万円です。

3目衛生費県補助金は、補正前の額から50万円増額し、2千328万6千円とするものです。

1節母子保健費補助金は、子育て包括支援センターが新型コロナウイルス感染症対策として行う環境改善等事業に対する補助金であり、限度額は1施設当たり50万円です。

4目土木費国庫補助金は、補正前の額から7千708万1千円減額し、5千181万8千円とするものです。

1節道路橋梁費補助金の防災安全社会資本整備総合交付金額決定に伴う減額です。

6目教育費国庫補助金は、補正前の額から223万6千円を増額し、3億1千755万6千円とするものです。

5節学校保健費補助金は、新型コロナウイルス感染症対策として、環境改善等事業に対する補助金で、学校保健特別対策事業費補助金は小・中学校児童生徒一人当たり基準額340円の2分の1補助、教育支援体制整備事業費交付金は八街市立幼稚園3園に対し、1施設当たり50万円です。

14ページへ参りまして、17款県支出金2項県補助金2目民生費県補助金は、補正前の額から527万5千円を増額し、3億551万5千円とするものです。

2節障害者福祉費補助金は、新型コロナウイルス感染症対策として特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業に対する補助金で、補助率は対象事業費の10分の10です。

5節母子福祉費補助金は、ひとり親家庭等医療費等助成額を現行の1千円から300円に拡充することに対する補助金の増額計上です。

3目衛生費県補助金は、補正前の額から3万円を減額し、7千470万1千円とするもので、対象事業である地域生活支援事業の支出見込額の減に伴う減額です。

4目農林水産業費県補助金は、補正前の額から2千380万1千円を増額し、13億3千583万4千円とするものです。

2節農業振興費補助金のうち、農業用ハウス強靱化緊急対策事業補助金は、実施件数の決定による減額。被災農業施設等復旧支援事業補助金は昨年の台風等により被災した施設のうち、国庫補助対象とならなかった軽微の補強対象に対象事業費の10分の5を県が補助するものです。

20款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金は、補正前の額から7千964万4千円を減額し、10億3千898万1千円とするものです。

2項特別会計繰入金1目介護保険特別会計繰入金は、介護保険特別会計から過年度精算分4千825万3千円を繰り入れます。

15ページに参りまして、22款諸収入5項3目雑入は、補正前の額から7千577万円を減額し、1億1千343万3千円とするもので、老人福祉センター改修工事に充当予定でありました二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金が不採択となったことによる減額です。

23款市債1項市債1目総務債は、補正前の額から5千730万円を減額し、9千460万円とするもので、第1庁舎空調設備更新工事の契約額減に伴うものです。

2目民生債は、補正前の額から7千580万円を増額し、5億70万円とするものです。老人福祉センター改修工事に対する補助金の減額に伴い、交付税措置が70パーセントである緊急防災減債事業債を3千570万円、一般単独事業債を1億6千390万円、千葉県市町村振興資金特別資金を5千470万円と変更し、合計で1億7千850万円であったものを、7千580万円増の2億5千430万円とするものです。

3目衛生債は、補正前の額から2千290万円を増額し、8千220万円とするものです。八富成田斎場改修事業の起債対象事業が、空調設備交換工事だけとしていたものから、火葬炉設備改修工事と工事管理も対象とし、また一般単独事業債で予定していたところ交付税措置が約30パーセントである公共施設等適正管理推進事業債の対象とし、合計で4千390万円であったものを、2千290万円増の6千680万円とするものです。

5目土木債は、補正前の額から4千63万円を減額し、2億4千370万円とするものです。

1節道路橋梁債は、補助金の減額に伴い事業を縮小したことにより、6千410万円の減。

2節河川債は、沖地区流末排水路整備工事を中止し、2千940万円の減、新規に五区柵形地区の調整池整備分を一般単独事業債で4千80万円計上、三区地区流末排水路整備分は事業内容の見直しにより610万円の増、合計で1千750万円の増額。

3節都市計画債は、八街駅前広場改修事業を充当率75パーセントの一般単独事業債から充当率90パーセント、交付税措置30パーセントの地域活性化事業債へ変更することにより、30万円を増額するものです。

7目教育債は、補正前の額から30万円を増額し、2億7千790万円とするもので、ス

ポーツプラザ照明改修事業を都市計画債同様に変更することにより増額するものです。

8目臨時財政対策債は、補正前の額から2千130万円を減額し、6億8千870万円とするもので、臨時財政対策債発行可能額の確定により減額するものです。

以上をもちまして、歳入全款の説明を終了いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○木村委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありますか。

○丸山委員

それでは、若干お伺いいたします。

まず、地方交付税、12ページなんですけれども、前年度、令和元年度よりも約1億円の増となる見込みと思われます。その増となったその要因は、どのように分析されているでしょうか。

○會嶋総務部参事

全体で先ほど申しましたとおり、需要額の増と収入額の増という形では、当初予算の見込み上ではあったんですが、実際計算された中では、例えば歳出の項目などでいいますと、高齢者の関係の保健福祉費などは大きく増えているという形は出ています。

あと、今年から新規に加わりました地域社会再生事業という形で、これは1億7千万円程度純増という形になっておりまして、それに加えることの包括算定の人口分という形で、これは人口が伸びているとか、減っているとかそういうわけではなくて、交付税算定上の係数ですとか、補正係数とか、単費用とかそういったものが増えているというところが、1つ原因があります。

それと、ご承知のとおり、無償化の関係の経費も当然、今回は計上されておりますが、しかし、この分についてはほかの数字でみんな相殺されてしまいますので、現金ベースでは当然これだけ増えている形になっていきますけど、計算上ではその項目自体は、そんなに増えていないというようなところでもあります。

あと、歳入の減については、想定以上に歳入見込みもありますので、その辺は想定以上に伸びているというような結果が出ておりますので、単純に言いますとそういった高齢者の関係が、一番大きな要因ではないかと考えています。

○丸山委員

この地方交付税と切っても切れない関係が、15ページの臨時財政対策債なんですけれども、これは発行額が縮減されていると、国がその方向で地方自治体もこの臨時財政対策債ではなくて、地方交付税できちんと財源も賄えという要求を出していることなんですけれども、これは発行額が縮減し、地方交付税に代わるこの財源が実際には減っているわけで、合計すると前年度と比べると地方交付税と臨時財政対策債、この財源を足しますと、前年度比では若干2千600万円程度しか増えていないということになるわけですね。これは、来年度の見通しとして今後どんなふうにお考えなのか、どんなふうになる可能性があるのか、そのよう

な予想されていますでしょうか。

○會嶋総務部参事

まだ、来年度自体の国の大枠自体も確定、決定、見込みも出ていない状況ではあるんですが、例えば一例でトップランナーの関係は、もうこれで一応これで終わる形ではなりませんので、落ち着くのではないかというふうな判断をしています。

あと一方で、歳入の項目が今年の台風の影響が今年に来て、それから今年の新型コロナの関係も今年から来年にかけてというような状況ではあるのかと思いますが、その辺の収入自体がどれだけの見込みがあるのかというところが、もしかすると大きな作用をしてくるのかなというふうに考えています。

それで、ここ数年この消費税の絡みの関係かとは思いますが、総額自体は微増では伸びてはいますが、しかし今回は、特にその2か年にわたるいろいろな災害等によりまして、国の枠の配分の仕方が、ことによると大きく変わるのではないかというような予想もされますので今後、新しい制度が決まった段階で、どんな形を取るかちょっと全く皆目検討がつかませんが、単純に増えるという感覚は持ってはいません。がしかし、一方でその特別な枠というのを作っていただけるのではないかという想定もしています。これは、私の方の勝手な想定なんですけれども、やはり全国的なレベルのそういった歳出というのは増えている状況ですので、これを特別交付税ですとか各事業の補助金ですとかという形で上乗せするよりも、交付税という形で全団体にある一定の数字を用いて配っていただくような形をしていただければというような、ちょっと安易な上昇の方の期待もしているところですが、実際のところはここ数か月の間でその辺の話が煮詰まるというところは、ちょっと無理なのかなということも考えられますので、簡単に言ってしまうとこのままここを少し増えている状況が維持されるというよりも、よくて現状維持あるいは減額という形を一応、当初予算上は見えていかなければいけないのかなというふうには考えています。

○丸山委員

今、本当に今年の台風、コロナということで税収もかなり落ち込むというふうに思われ、大変な来年度の予算編成になっていくのかなというふうに思います。それで、先ほどちょっと臨時財政対策債に触れたわけなんですけれども、今後その発行額はどんどんと縮減していただくと。しかし、その一方で償還額の財源はきちんと確保してもらわないと自治体の方では本当に今、八街市の借金の中で一番多くを占めているのは、この臨時財政対策債なわけです。今後この財源確保、償還のための財源確保これはどのようにお考えなのか、お考えというか国の方はどのように検討していると思われるのか、その辺についてお伺いします。

○會嶋総務部参事

臨時財政対策債自体は交付税措置というのは、一応、額面上は100パーセント交付税で見られるという形にはなっています。ただ、先ほどの説明の中でも若干、触れましたけれども、やっぱりこの金額が増えたからといって現金をそのままここへ落ちるという形ではなくて、歳入歳出で八街市として不足するであろうものを交付税として交付しますよという机上の形になりますので、実際はあのままどうなのかなという、色がついていないからどうなの

かなというところございますが、一応、形上は交付税で措置をされるということを1つは置いておきます。

それから、あとはこれとはまた別の先ほど今回補正でも、地方債を組替えて交付税の措置がつくものに代えているというところもありますので、そういったところで同じ起債、お金を借りるにしてもそういうところで財源を組合わせたものをなるべく借りる形にして、ゼロだったその加えたものを、こういったところに充てていくというような、現金ベースはそういった充てていくとような形を取らざるを得ないのかなというところがあります。

それに加えることに、やはり日頃から八街市の場合は、市税の話がついて回るかと思うんですけれども、こちらも今のところここ数年ずっと右肩上がりでは来てはいるような状況ですが、その辺もやはり今までと同じ以上に滞納されている方々のちょっと言葉は悪いですが、悪質な滞納者側の対策というのは当然、ついて回るのかなというところで、財源の確保が必要なのかなというところも考えるべきであると思います。

それと、あとはいろいろな事業をこれから、またさらにやっていくかとは思いますが、その際もやはり財源を国・県ですとか、あと、そういったところの財源を注視しながら、見付けながら事業を進めていきたいというふうに考えております。

○丸山委員

なかなか厳しいやりくりであるということがよく分かったわけですが、本当にこれは国が決めて実施した制度なんで、やはり国に最後まで責任を持っていただくという取組を、今後もしていかなければならないなということを感じているところです。

それでは、13ページに国庫支出金の中で、民生費負担金、生活困窮者自立支援事業負担金とあるわけですが、これは今年度合計いたしますとどのぐらいになるのか。お伺いいたします。

○堀越社会福祉課長

今回の民生費の歳出で計上させていただいているんですが、住宅確保給付金4千729万5千円のうち国庫負担金として4分の3としまして、3千547万円を歳入とさせていただいているところがございます。トータルの国庫負担金というところがございますか。

○丸山委員

はい。

○堀越社会福祉課長

はい。すみません。少々ちょっとお待ちください。計算いたします。

○丸山委員

じゃあ、すみません。

じゃあ、次に13ページの国庫支出金で総務費国庫補助金、社会保障税番号制度システム整備補助金993万3千円とあるわけなんですけれど、これはどのような内容の整備をするのかお伺いいたします。

○春日市民課長

ご説明いたします。

今回の社会保障・税番号制度システム整備費補助金の補正についてでございますが、これは令和元年5月に交付されたデジタル手続法において、国外転出者によるマイナンバーカード電子証明書の利用実現を図ることを目的とした住民基本台帳システム及び戸籍附票システムの改修費並びに戸籍法の一部改正により、本籍地以外の市区町村でも戸籍データを参照することができるようにし、戸籍届出における添付書類の簡素化を図ることや、市民が自ら父母等の戸籍を本籍地以外の市区町村でも請求できるように、戸籍関係の情報を連携のための戸籍システム改修費による補助金でございます。

○丸山委員

これは、今後こういったシステム改修をすることによって、どれくらいの利用率というか期待される場所なんでしょうか。

○春日市民課長

外務省の海外在留邦人の国外転出者というか、海外在留邦人は2018年のデータによりますと、139万人と公表されておまして、そういう方のために利便性の向上として具体的に上げさせていただきますと、例えば休眠している土地の所有者の探索であったり、長期間日本を離れていた方が日本に帰国されてきた場合に、銀行等の預金の新規活用とか、車の配車や譲渡時の同一人物の証明など多方面に活用されることが想定されます。

もう1点の方については、戸籍の方の今度、戸籍法の改正により全市民、全国民といってもいいんですけども、先ほど説明しましたように本籍地以外のところでも今度、戸籍、自分自らのものや、父母等のものとかが戸籍が取れるようになるための戸籍のシステムの改修費でございます。

○丸山委員

だんだんこういったマイナンバーカードが多岐にわたって活用されるということは、ますます国民にとっては、何かに利用されるのではないかという不安も増していくことなんです。そういう意味で、本当に次々とした取組がされていいのかという、大変私も不安を感じているところであります。前年度、プレミアム付自治体ポイント事業というのを導入しているわけなんですけれども、こういった事業を導入することによって、カードを新たに作るという方々はどのくらい増えているのか、同時期に比べてどのくらいの増となっているのか分かりますでしょうか。

○春日市民課長

マイナンバーの交付枚数につきましては、令和元年度は年間を通して1千958枚の交付をしておりましたが、令和2年度はこの5か月間、4月から8月までの5か月間で2千122枚と、もう前年の年間の枚数を上回っております。

○丸山委員

マスコミ等でもこういう事業があるから、ポイントもらえるからということで、しきりと宣伝はしていることは事実なんですけれども、本当にその一方で、安全性であるとかそういった問題に関しての周知というのは、全然されてないわけですね。実際に担当課でこのカードを発行する際に、どのような安全に関しての説明がされているのか、その辺についてはいかが

でしょうか。

○春日市民課長

マイナンバーカードを交付の際に、マイナポイントのパンフレットも差し上げているんですけども、マイナンバー制度も含めてマイナポイントの趣旨とかもご説明を丁寧にさせていただいて、ご理解をいただいております。

○丸山委員

特に、障がいを持った方々に対しては、本当に危険なカードになるのではないかということが大変感じております。私、全盲の方がこのカードを作って、これは作らなければよかったという後悔をしているんですね。これは、本当に怖いカードだ。そういった点では、本当に市民の皆さんに安全を担保して、それで発行するものではないという点では、大変その辺、今後の対策ももっとしっかりしなければならないというふうに思うところであります。

○堀越社会福祉課長

先ほどの丸山委員さんの質問にお答えいたします。

住宅確保給付金で今回の新型コロナウイルス感染症の影響で、いつまで続くかはと予測がつかない状況ではございますが、4月から6月までの概ねの申請実績と延長申請実績から再延長の状況も鑑みまして、最大9か月分の延長申請による支給を見込みまして、4月から6月が1千292万6千403円で、7月以降から3月までは3人から5人世帯の支給額、月額支給額が4万8千400円と仮定いたしまして、月20件の申請を見込んでおりまして、最長9か月分を計上させていただきました。

そして、7月から3月の見込みが4千356万円となりますので、合計5千648万6千400円の4分の3というようなことで、補助金の額が4千236万4千800円程度と見込んでおります。

○丸山委員

ちょっとついでにお伺いいたしますのは、今、月20件程度の給付ということのお話がありましたけれども、実際にはこの間今年度に入って、どのくらいの申請者数だったのか。それで、実際に給付を受けられたのはどのくらいだったのかお伺いいたします。

○堀越社会福祉課長

住宅確保給付金の申請の実績でございますが、申請者数で申しますと8月末で57名で、支給決定者数は52名というような数字になっております。

○丸山委員

はい、分かりました。

○木村委員長

よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

○丸山委員

じゃあ、すみません。

14ページに、県の民生費補助金でひとり親家庭等医療費等助成事業補助金416万9千円

とあるわけなんですけれども、これはどのような内容であり、対象者はどのような方々が対象となるのかお伺いいたします。

○田中子育て支援課長

こちらにつきましては、11月1日からの受診分からひとり親家庭等の医療費の助成制度が変わることに伴う、県からのお話分の補助金になっております。内容につきましては、これまでの制度では、医療機関で一旦ご自分の自己負担額分を全額お支払いいただいて、翌月以降に助成分を受領するという償還払方式から、医療機関で助成後の負担額を支払う現物給付方式へ変更となるものです。

また、これまでは本人の負担額も通院、調剤費につきましてはレセプト1件当たり1千円であったものが見直し後につきましては、入院については1回につき300円、調剤は無料となります。失礼しました。通院につきましては、1回につき300円、調剤費は無料となります。入院費につきましては、子ども医療費助成制度と同様に、1日当たり300円となるということになっております。

以上です。

○丸山委員

それで、すみません。対象はどういうふうに。

○田中子育て支援課長

失礼しました。対象につきましては、令和2年の9月1日現在で635世帯、子どもの数が921人が対象となるものと考えております。ただ、今現在、児童扶養手当が非該当となっている世帯が67世帯、子どもにつきましては82人ございますが、これを含めての数字となっております。

○丸山委員

はい、分かりました。

それで、最後に15ページの雑入のところ、これは二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金ということで、7千577万円の減額になっているんですが、これはやっぱり国の補助金と違って、大変応募をしても厳しい状況下にあるかと思うんですが、こういった補助金活用の場合は、複数応募するということはできなかったのかどうか、1点お伺いしたいと思います。

○吉田老人福祉センター所長

お答えいたします。

老人福祉センター関係の補助金ですと、やはりなかなか改修とか建設に関しまして、そういった対象の補助金がほとんどないという状況でありまして、一応、今回こういった二酸化炭素のその補助金がこちらの方、太陽光、災害時に停電したときも供給可能な太陽光発電システムを採用する計画だったので、一応こういった補助金に合致しているということで、この補助金に応募いたしました。

○丸山委員

少しでも、こういった補助金を活用して、老人福祉センターのリニューアルをしたいという

職員の皆さんの熱意、一生懸命さよく分かっているんですけど、国の補助金とは違ってこういったトンネル会社的なところからの補助金というのは、本当に確実に補助金を獲得できるということは、大変難しい。応募してそれでその中から選ばれるというそういう国も本当にやり方がひどいなというふうに思うんですけども、今後こういったところを活用するかもしれないとそういったときには、こういった民間がトンネル会社となって補助金を出すこういう制度を利用する場合は、幾つかのこういった制度をあちこちに応募するということが一度時にできないかどうか、そういうことで補助金を活用していくという方法はなかったのかどうか、そういうことは財政課の方に聞いた方が分かるのかな、そういう複数で応募をしていくというやり方は、なかなか難しいのかどうか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○會嶋総務部参事

今回の場合から推測しますと、実際のところ国庫補助金ですとか、そういったものの複数手を挙げておいて、もし当たったらとか的なそういった発想というのは、まずありません。

それで、今回の場合、これはちょっと私どもというか、私ども八街市の判断の仕方が多少甘かったと言われてしまえば甘かったというところにはなるかと思うんですけども、やはり国の場合も県の場合もしかりで、大体、翌年度の予算が組み上がる時期を見計らって内示ですとか、内々ですとかそういった形で予告的なものは当然されるのが常だとは思いますが。それを受けて当初予算で組み込んで実際、本申請をするというような順番にはなるかと思えます。今回の場合は、明らかに内定ということがあったわけではないんですが、日頃の担当のやり取りの中では、当然これは認められるだろうというようなやり取りの中で、私どもも期待をしたというところも含めて予算計上してしまったというのが現状です。ですので、あと先ほど担当がお話されたように、今回の場合に限ってそのほかの補助金というメニューが、まずありませんので、やはりこの1本でできればそういった施工の方法ですとか、設備の内容ですとかを重視した形での要求をさせてもらって、認めて頂くというような方法を取るしかないということが、今回の場合。

それで、ご質問あったように複数挙げるとなったときに、例えば両方決まっちゃったときに、逆にそれを今度、要らないよということをすることによって、翌年の以降の事業に今度は、逆に影響するということも想定されますので、やはり途中で変更ができる起債とはちょっと性質が違うものですから、初めにこの補助金が該当するということが決まったものを、最後までそれをお願いするしかない。それが駄目なときに、あとは年度途中の追加とかで、もしそういったメニューがまた追加とか、あとは年末、年度末での補正とかがあれば、そこで手を挙げるというような方式を選ばざるを得ないのかと思えます。

○丸山委員

はい、分かりました。

○木村委員長

よろしいですか、質問。

○丸山委員

はい、以上です。

○木村委員長

ほかに質問ありますか。

ほかに質疑はありませんか。

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

会議中ですが、10分間の休憩をいたします。

ここで、執行部職員の入替えを行いますので、よろしくお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正の内歳入全款、歳出1款議会費、2款総務費（3項を除く）、8款消防費、第3表地方債補正1変更に関する以外の職員は退室して結構です。

では、休憩します。

(休憩 午前10時45分)

(再開 午前10時55分)

○木村委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、歳出1款議会費について、提案者の説明を求めます。

○日野原議会事務局長

補正予算書16、17ページをご覧ください。

1款議会費1項議会費1目議会費につきましては、補正前の額に1千45万7千円を減額し、補正後の額を2億523万5千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

一般職人件費447万2千円の減につきましては、再任用職員1名分の給料、職員手当、共済費で、当該職員は議会事務局とスポーツ振興課との兼務になりますので、議会費を減額しようとするものです。

続きまして、議会運営費13万3千円の減につきましては、10節需用費、印刷製本費9千円の減、これは議会だより8月号のページ数が、16ページから12ページに減ったことによるものです。

18節負担金補助及び交付金12万4千円の減につきましては、新型コロナウイルス感染防止のため、定期総会等が書面会議になったこと、また視察、研修会が中止になったことによる減額補正で、その内訳は関東市議会議長会負担金2万6千円の減、千葉縣市議会議長会負担金1万4千円の減、北総地区市議会議長会負担金8万4千円の減でございます。

続きまして、議員研修費585万2千円の減につきましては、8節旅費37万円の減これは、各常任委員会の視察中止による減額で、この内訳は費用弁償33万円の減、特別旅費4万円の減となっております。

13節使用料及び賃借料39万6千円の減につきましては、各常任委員会行政視察中止によるバス借上料の減額分となっております。

18節負担金補助及び交付金508万6千円の減につきましては、市議会政務活動費交付金5会派分の6月末精算による減額分でございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○木村委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、3項を除く歳出2款総務費について、提案者の説明を求めます。

説明は補正予算書の項目順にお願いいたします。

○片岡総務部参事

続きまして、2款総務費について説明します。

補正予算書17ページをお願いいたします。

1項総務管理費1目一般管理費は、補正前の額から3千182万5千円を減額し、補正後の額を77億1千785万6千円とするものでございます。

説明欄をお願いいたします。

特別職人件費は、先の6月定例会において、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛等の影響により、多くの市民や企業に多大な影響が出ていることを鑑み、令和2年6月及び12月における特別職の期末手当について100分の10を減じる特例条例を可決いただいたことにより、今定例会で減額補正するものです。市長及び副市長の特別職手当は期末手当の減額及び児童手当の増額で、65万6千円の減額。共済組合負担金は20万6千円の減額でございます。

一般職人件費について、4月1日付による人事異動等によります給料1千900万9千円、職員手当873万9千円、共済組合負担金など321万5千円の減額補正でございます。

○會嶋総務部参事

続きまして、6目財産管理費は、補正前の額から5千923万1千円を減額し、補正後の額を1億6千66万3千円としようとするもので、庁舎管理費及び18ページへ参りまして、庁舎整備費全て執行残の減額でございます。

○土屋課税課長

続きまして、2項徴税费1目政務総務費につきましては、補正前の額から1千619万円を減額し、補正後の額を3億148万1千円とするものでございます。

説明欄をお願いいたします。

内訳につきましては、2節給料1千30万7千円の減、3節職員手当等277万7千円の減、4節共済費310万6千円の減で、これは4月1日付の人事異動によるものでございます。

○渡邊企画政策課長

続きまして、5項統計調査費についてご説明いたします。

補正予算書の20ページをご覧ください。

1 目統計調査総務費につきましては、補正前の額から 2 4 9 万 6 千円を増額し、補正後の額を 1 千 9 3 1 万 5 千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

一般職人件費に係る給料、職員手当等の増は、4 月 1 日付の人事異動等によるものでございます。

以上をもちまして、2 款総務費の説明を終了いたします。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○木村委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありますか。

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、歳出 8 款消防費について、提案者の説明を求めます。

○宮澤防災課長

8 款消防費について、ご説明いたします。

補正予算書の 3 3 ページをご覧ください。

8 款消防費、1 項消防費、1 目防災費につきましては、補正前の額に 7 9 0 万 2 千円を増額し、補正後の額を 9 千 8 2 9 万 5 千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

一般職人件費 7 9 0 万 2 千円は、危機管理監のポストの新設による職員の増及び職員の人事異動による給料職員手当等共済組合附帯金の増でございます。

以上で、説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○木村委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、第 3 表地方債補正 1 変更について、提案者の説明を求めます。

○會嶋総務部参事

7 ページをお願いいたします。

第 3 表地方債補正は、歳入 2 3 款市債でご説明いたしましたとおり、事業費の変更や財源の見直し、地方債種別の変更などによりまして、起債の目的 8 件について限度額を補正後の限度額に変更しようとするものでございます。

なお、記載の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同様でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○木村委員長

以上で、説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから、討論を行います。

最初に反対討論の発言を許します。

○丸山委員

議案4号、令和2年度八街市一般会計補正予算に対し、反対討論するものであります。

この補正では、昨年台風被害による施設復旧事業、県補助金、あるいはひとり親家庭に対する医療費助成の県補助金、また生活困窮者自立支援事業国庫負担金など計上されております。一日も早い復旧と生活安定を願うものです。国・県のコロナ対策への約5千万円の補助金が計上されているわけですが、本市のこの補正予算の中では1億円の減額補正をしながら、これからインフルエンザ、新型コロナの同時流行がされている中で、この備えの措置が市独自の措置が取られていないことは、大変私、問題であるというふうに思うわけです。佐倉市、白井市では、PCR検査費用の確保等を進めています。市民の不安に応える市政運営を求めるものであります。

そして、今1つはマイナンバーカードへの国庫補助金993万3千円が計上されている問題です。昨年、消費税増税を期にマイナンバーカードの普及率を上げるためにプレミアム付自治体ポイント事業を導入しましたが、多額の国費を投入しても国民の不安や心配は取り除けません。国民が心配する個人情報の漏えいや、カードの紛失、盗難など問題があるマイナンバーカードの普及を強引な形で進めようということ自体、問題であると思います。今回のシステム整備事業費計上に反対するものであります。

以上です。

○木村委員長

次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長

討論がなければ、これで討論を終了いたします。

これから議案第4号、令和2年度八街市一般会計補正予算中当委員会各付託分についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

○木村委員長

起立多数です。議案第4号中当委員会各付託分は原案のとおり可決されました。

以上で、付託された案件の審査は全て終了いたしました。

総務常任委員会を閉会します。

(閉会 午前11時08分)

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和 年 月 日

八街市議会総務常任委員長

八街市議会総務常任委員

八街市議会総務常任委員